

能美市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年11月15日

能美市監査委員 齊藤敏明

能美市監査委員 南山修一

- 1 監査実施日 令和6年10月29日(火)、10月30日(水)、11月7日(木)
- 2 監査の場所 能美市監査委員事務局
- 3 監査の対象 総務部、市長室、健康福祉部、企画振興部、市民生活部、会計課、監査委員事務局の各課の財務に関する事務の執行(令和5年度分)について監査を行った。
- 4 実施した監査手続 監査の対象となった財務に関する事務の執行について、対象課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、照査突合、その他通常実施すべき監査手続を実施した。
- 5 監査の内容 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意し、予算の執行及び財産の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうか、また補助金事業においては手続きが適正に行われているかを監査資料及び関係書類の確認及び関係職員の説明を聴取する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、対象となった部局各課の財務に関する事務については、監査した限り、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部に注意を要する事項が見受けられたので、下記のとおり今後改善を要望する。

- (1) 契約関係の書類作成において、知識不足等から起きると考えられるミスが見受けられる。事務執行に当たっては、常に正しいか疑問をもち、課内で十分な確認作業を行うこと。また、これを防ぐために実務に直結する研修を実施するとともに、職員各位には業務知識の習得のために積極的な自己研鑽に努めていただきたい。
- (2) シティプロモーションやデジタル DX 推進事業など多くの事業を実施しているが、移住定住の促進に繋がっているか、事業効果の検証が重要である。また、このように多種多様で沢山の事業に取り組んでいる中、物価高騰対策や令和6年能登半島地震における災害復旧・災害対策事業にも取り組まなければならない、特に一部の部署で業務量が増加している。災害時における業務体制、各課における業務配分を随時検証するとともに、職員の心身の健康について細やかな目配りと対応をお願いしたい。